

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

上毛町

1 促進計画の区域

別紙「上毛町土地利用計画図」の農業振興地域と同一の区域とする。

2 促進計画の目標

1. 上毛町全域

(1) 現況

本町は、福岡県の東端に位置し、西は佐井川、東は山国川に挟まれ、山間部に向かって三角形に広がった形状をしている。町の面積は 62.44 ㎢で、南西側の山間部、北東側の田園部に概ね大別され、山間部は傾斜地が多い立地特性となっていて、田園部は起伏が少なく平坦な地形となっている。

農業の現況としては、要ほ場整備面積 844ha のうち 756ha の整備が完了（整備率 89.6%）し、認定農業者や集落営農組織も比較的多く、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業が盛んに営まれている。

農家の高齢化に伴い認定農業者や集落営農組織に農地の集積が進む一方で、農用地、農道、かんがい施設等（以下「農業施設」という。）の保全管理を担ってきた小規模農家が減少し、現存する農家への負担が年々増加している。

特に、中山間地域における担い手の高齢化・減少等により、耕作放棄地が増加する恐れがあり、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されている。

今後、担い手への農地集積をさらに推進するためには、農業施設の保全管理に係る負担を軽減する体制の構築が必要である。さらに、農業生産活動を維持していくことが困難な中山間地域においては、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金を効果的に活用し、耕作放棄の発生を防止し、農地の多面的機能を維持していくことが必要である。

また、近年、地球温暖化防止など環境に対する意識の高まりや、安全・安心な減農薬減化学肥料の農作物の消費者ニーズも増えている中、環境負荷に配慮した生産方式の普及も併せて実施していくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、法第 3 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	上毛町全域	法第 3 条第 3 項第 1 号、同項第 2 号及び同項第 3 号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 地域の推進体制

促進計画の実施にあつては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取組の推進を図ることとする。

(2) 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎法指定地域（上毛町全域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回つても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地全域

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

2 集落協定の共通事項

集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合に

は、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

また、協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、上毛町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。